

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成23年3月4日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	谷沢千賀子
同	大松桂右

記

1 措置の通知

平成19年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月25日付け八土土管第163号

平成19年度定期監査（保健福祉部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月21日付け八健地第202号

平成23年2月23日付け八ここ政第358号

平成20年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月24日付け八建都第828号

平成20年度定期監査（消防本部及び消防署）の結果に対する措置の通知

平成23年2月24日付け八消本総第497号

平成20年度定期監査（水道局）の結果に対する措置の通知

平成23年2月24日付け八水第1741号

平成21年度定期監査（財政部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月21日付け八財財第164号

平成22年度定期監査（学校園）の結果に対する措置の通知

平成23年2月10日付け教学総第1013号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 20 年度実施消防本部及び消防署定期監査の結果に対する措置等の内容

消防本部警防課

〔文書指摘分〕

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H21.9.18 までの取り組み等の内容	
消防団に係る事務について (2) 消防団員の服制については、消防団員服制基準（昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号）に従い、八尾市消防団員服制規程において、服制の製式等を規定しているところであるが、同基準の一部が改正されており、本市規程についても規定整備を図るべきところ、これがなされていないので所要の措置を講じること。	措置状況	1. 措置済 （平成 22 年 3 月 31 日）  平成 22 年 3 月 31 日付八尾市消防団員服制規程を公布し、措置完了しております。	措置状況	2. 措置予定  消防団員の服制については、消防団員服制基準（昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号）の一部改正に従い、八尾市消防団員服制規程の一部改正を行い、規定を整備する予定です。